

流山市防犯カメラ設置費補助金交付マニュアル

(令和7年2月19日策定)

目次

1. 流山市防犯カメラ設置費補助金概要について	P2
2. 手続きの流れについて	P4
3. 過年度の自治会への補助実績内容、費用内訳について	P7
4. 申請に向けて自治会で行っていただきたいこと	P11
5. 申請書類について	P12

1. 流山市防犯カメラ設置費補助金概要について

(1) 補助制度の概要

補助対象団体	流山市に登録された自治会
補助対象となる防犯カメラ	次の各号に掲げる要件の全てに該当する防犯カメラとする。 (1) 自治会が設置する防犯カメラであること。 (2) 警察署との協議を経て、防犯カメラの設置場所を選定していること。 (3) 撮影された映像のうち、 <u>公道等の画像面積が2分の1以上</u> であること (4) 更新設置の場合は、前回設置が完了した日の属する会計年度終了後、5年以上経過していること。
補助額	設置費用の2分の1の額 (上限30万円/台) ※千葉県補助金制度を活用しているため、今後補助額が変わる可能性があります。
対象経費	防犯カメラ等の購入及び取付工事に要する経費(防犯カメラの設置を明示するための看板等設置経費を含む。)
対象外経費	防犯カメラ等の設置場所に関する既存設備の撤去又は移設に要する経費、土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費、モニター設置経費、防犯カメラ等の維持管理(月々の電気代、保守点検料※1、カメラ設置後に発生する電柱共架料※2)に要する経費。 ※1保守点検は年に1回を推奨しています。 ※2共架料とは電柱にカメラなどを設置することで生じる料金です。
その他の補助要件(次ページへ続く)	(1) 防犯カメラ等の設置について、設置箇所周辺の住民の理解が得られていること。 (2) 自治会内で設置について承認が得られていること。 (3) 設置場所(土地)所有者の同意又は許可を得ていること。※

その他の 補助要件	<p>※民地、マンション敷地内等(既設電柱を含む)への設置にあたっては、「土地使用承諾書」(P16)をご提出ください。</p> <p>(4) 防犯カメラについて、以下の項目を含む管理運用規程が運用開始の日までに定められていること。(P22参考)</p> <p>①管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務</p> <p>②撮影している旨及び設置者の表示</p> <p>③記録した映像の保管方法、保管期間、保管期間終了後の消去方法</p> <p>④記録した映像の利用・提供の制限</p> <p>⑤苦情処理対応</p> <p>⑥その他防犯カメラの運用に関すること</p> <p>(5) 他の補助金等を受けていないこと</p> <p>(6) 令和8年2月28日までに設置工事及び市への実績報告が完了できること。</p>
--------------	--

(2)補助制度の詳細

①設置目的

補助対象	補助対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・ひったくり・自動車盗・車上狙い等の犯罪防止 ・子どもの通学路の安全対策 ・不審者・声かけ事案の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等の監視目的 ・その他防犯以外の目的 (いたずら防止・捨て猫対策等)

②撮影範囲(補助対象の撮影範囲が2分の1以上となること)

設置場所によって管理者へ許可申請書の提出が必要な場合があります。(P6参照)

	補助対象	補助対象外
公道	国道・県道・市町村道の別は問わない。	
私道等	通り抜け可能で、不特定多数の人が通行できる場合(24時間自由に入出りできる場所)	<ul style="list-style-type: none"> ・袋小路となっており、主にその道路沿いに居住する住民が利用する場合 ・マンションや団地の敷地内など、通り抜けしている実態はあっても、公に容認されていない場合

③対象経費

補助対象	補助対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの購入・設置工事費 ・専用柱の設置工事費 ・既存カメラの入替 (設置が完了した日の属する会計年度終了後5年以上経過したものに限る) ・東京電力等への共架等申請に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置後5年未満の既存カメラの入替 ・既存設備の撤去・移設費 ・土地使用・取得・造成費等 ・産業廃棄物処分費 ・維持、管理、修繕費 ・パソコン、モニターの本体及びその設置経費 ・予備の記録媒体 (SDカードはカメラ1台につき2枚を超える分) ・東京電力等の事前調査費用、※カメラ設置後に発生する電柱共架料

(3)その他注意点等

- ・防犯カメラの購入には契約書が必要です。(P26参考)
- ・防犯カメラの設置にあたり撮影している旨及び設置者を表示するステッカーが必要です。ステッカーは歩行者等が防犯カメラ付近を通行する際に、目に入るものを想定しています。
- ・防犯カメラは犯罪抑止のためのものであり、監視カメラではありません。したがって撮影した映像は設置者であっても見ることはできません。警察等から捜査で映像提供依頼などがあった場合のみ、映像内容を見ずに映像情報を提供することとなります。
- ・設置した防犯カメラの映像及び機器について、設置した自治会で管理(電気料、電柱共架料、保守点検料が発生)することとなります。
- ・公道にポールを建柱し防犯カメラを設置することは可能ですが、道路上に工作物が多くなると道路交通上の妨げになる恐れがあります。そのため、まずは電柱への設置や民地でのポール建柱を検討してください。
- ・防犯カメラは道路照明灯のポールには設置できません。また、設置したい電柱に市の防犯灯具がついている場合は、防犯灯具よりも上部にカメラを設置してください。

2. 手続きの流れについて

～申請の準備から防犯カメラの設置、補助金交付まで～

(1) 令和7年度 流山市防犯カメラ設置費補助金の交付スケジュール

※県の補助金を利用するため、交付決定等の時期は県の補助金のスケジュールに合わせたものになり、前後する可能性があります。

スケジュール	自治会⇄市（自治会と市の流れ）【県⇄市】（県と市の流れ）	自治会で行っていただくこと
4月下旬から	補助金交付申請書の送付(市→自治会)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会内において設置承認確認 ・土地所有者の承認（民地内等設置の場合） ・設置場所に応じた準備 ・設置費用の見積書の取得※ <p>万一、市へ提出後に、見積内容に変更がある場合は、県へ手続きに影響が出ることから、ご連絡をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所の決定（要警察協議）
	補助金交付申請提出（自治会→市）	
	交付申請受付締切（期限厳守） 締切日時については申請書郵送時にお知らせいたします。	
6月下旬	流山市設置分（市及び自治会）の申請書を提出【市→県】	
8月下旬	補助金交付決定【県→市】 補助金交付決定（市→自治会）	【注意】 交付が決定となる前に工事着手してしまうと、補助金の交付ができなくなってしまいます。 交付決定通知書が届いてから工事着手してください。
11月～12月	設置完了・実績報告書の提出（自治会→市）	※設置完了後2週間以内に提出してください。

令和8年 1月上旬	補助金交付額の確定通知 (実績報告書の提出があった自治会から随時) (市→自治会)	
1月下旬	補助金交付請求書の提出 (自治会→市)	
2月末までに	補助金振込み (市→自治会)	

(2) 防犯カメラ設置場所に係る関係部署

設置箇所	確認事項	照会先
公道(道路)	道路及び電柱への設置許可(占有関係)	市:道路管理課、電柱所有者(東電、NTT)
	道路撮影箇所の協議	流山警察署 生活安全課
私道等	私道及び電柱への設置許可(占有関係)	市:該当地担当課(例:公園→みどりの課) 地権者、電柱所有者(東電、NTT)
	私道の撮影箇所の協議	流山警察署 生活安全課

連絡先リスト

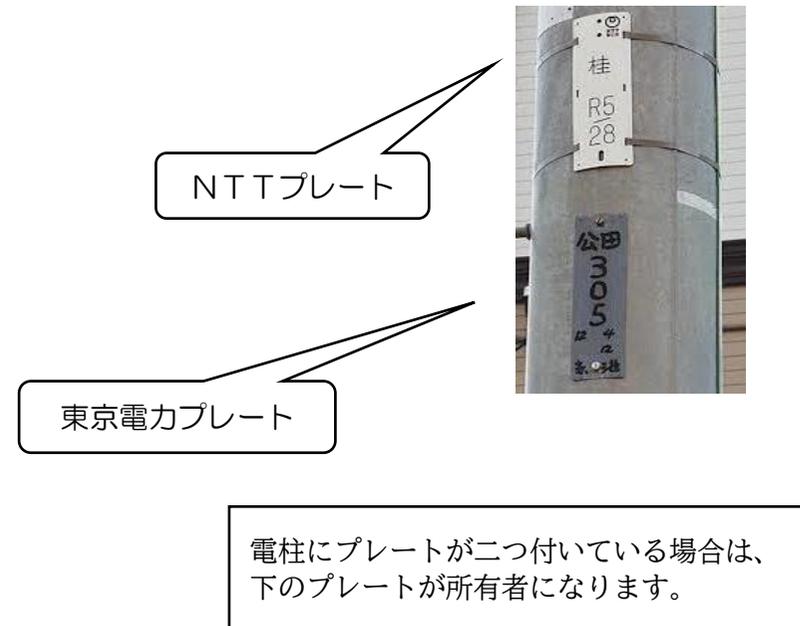
- ・警察との協議
流山警察署生活安全課：04-7159-0110
- ・道路占有許可
流山市役所道路管理課：04-7150-6093
- ・公園内占有許可
流山市役所みどりの課：04-7150-6092
- ・電柱設置の場合は電柱所有者に連絡してください。

【東京電力柱】

東電タウンプランニング共架オペレーションセンター
048-637-3970
案内が流れるので1番→1番を押すと繋がります。

【NTT電柱】

株式会社NTT-ME 添加担当：042-312-9009
案内が流れるので1番を押すと繋がります。



3. 過年度の自治会への補助実績内容、費用内訳について

(1)補助実績令和2年度から令和6年度までの市から各自治会への補助実績です。対象経費等購入際の参考にしてください。

【令和2年度】

単位:円

自治会	市補助対象経費 (工事費含む)	1台あたり経費 (工事費含む)	補助金交付額 1/2(限度額20万円)	自治会負担額
A自治会(2台)	490,820	245,410	245,000	245,820
B自治会(1台)	450,450	450,450	200,000	250,450
C自治会(5台)	2,337,500	467,500	1,000,000	1,337,500
D自治会(1台)	234,000	234,000	117,000	117,000
E自治会(1台)	429,000	429,000	200,000	229,000

【令和 3 年度】

単位:円

自治会	市補助対象経費 (工事費含む)	1 台当たり経費 (工事費含む)	補助金交付額 1/2(限度額 20 万円)	自治会負担額
A 自治会(1 台)	615,450	615,450	200,000	415,450
B 自治会(1台)	511,500	511,500	200,000	311,500
C 自治会(1台)	478,500	478,500	200,000	278,500
D 自治会(2台)	484,583	242,292	242,000	242,583
E 自治会(1台)	495,000	495,000	200,000	295,000
F 自治会(2台)	1,320,000	660,000	400,000	920,000
G 自治会(5台)	2,413,400	482,680	1,000,000	1,413,400
H 自治会(1台)	440,000	440,000	200,000	240,000

【令和 4 年度】

単位:円

自治会	市補助対象経費 工事費含む	1 台当たり 工事費含む	補助金交付額 1/2(限度額 20 万円)	自治会負担額
A 自治会(1台)	567,050	567,050	200,000	367,050
B 自治会(1台)	495,000	495,000	200,000	295,000
C 自治会(5台)	2,557,500	511,500	1,000,000	1,557,500
D 自治会(1台)	253,550	253,550	126,000	127,550
E 自治会(5台)	1,600,500	320,100	800,000	800,500

【令和5年度】

単位:円

自治会	市補助対象経費 工事費含む	1台当たり 工事費含む	補助金交付額 1/2(限度額30万円)	自治会負担額
A 自治会(2台)	870,980	435,490	435,000	435,980
B 自治会(3台)	1,202,080	400,693	601,000	601,080
C 自治会(6台)	2,399,760	399,960	1,199,000	1,200,760
D 自治会(1台)	499,400	499,400	249,000	250,400
E 自治会(2台)	1,060,180	530,090	530,000	530,180
F 自治会(1台)	225,280	225,280	112,000	113,280
G 自治会(1台)	356,290	356,290	178,000	178,290

【令和6年度】

単位:円

自治会	市補助対象経費 工事費含む	1台当たり 工事費含む	補助金交付額 1/2(限度額30万円)	自治会負担額
A 自治会(2台)	1,386,000	693,000	600,000	786,000
B 自治会(4台)	1,860,320	465,080	930,000	930,320
C 自治会(1台)	502,700	502,700	251,000	251,700
D 自治会(2台)	1,272,920	636,460	600,000	672,920
E 自治会(3台)	977,460	325,820	488,000	489,460
F 自治会(1台)	291,500	291,500	145,000	146,500
G 自治会(3台)	1,499,971	499,990	749,000	750,971

(2)防犯カメラ設置工事費用の参考例(一台あたり)

内容	金額	備考
防犯カメラ機器	20万円～40万円	カメラの性能、種類により大きく変わる場合があります
SDカード	5千円～	SDカードの性能、種類により大きく変わる場合があります。
表示用ステッカーやプレートなど	4千円～7千円	防犯カメラが作動していることを表示するためのステッカーやプレート。 (例:防犯カメラ作動中 ○○○○自治会)
取付工事費	8万円～13万円	
その他必要経費	7万円～10万円	電柱共架申請手続き等
総額	工事費込みでおおよそ 50万円～70万円前後	

(3) 設置後に自治会で負担いただくランニングコスト

- ・電気料：概ね400円～500円程度/月(変動あり)
- ・電柱共架料：NTT柱1, 200円/年、東京電力柱2, 400円/年

※上記の他、警察等への情報提供時にWi-Fi機能の無い防犯カメラの場合は、別途記録媒体(SDカード)を取り出すための高所作業費用(民間事業者委託費用)等が生じる場合があります。

(4) 市設置分防犯カメラ入札結果

市が防犯カメラを設置する際に見積を依頼した事業者になります。見積書徴収の際に参考にしてください。※市のホームページにも掲載(入札結果)

【令和6年度】

- 1 防災技術センター株式会社(市外事業者): 043-264-1182
- 2 株式会社 三和電設(市内事業者): 04-7158-4845
- 3 株式会社 オーシマ(市外事業者): 落札事業者: 0120-06-2771
- 4 株式会社 イシエ(市内事業者): 04-7155-0358
- 5 広文堂NEW・DX株式会社(市内事業者): 04-7144-2151
- 6 株式会社堀内防災(市内事業者): 04-7152-1601

4. 申請に向けて自治会で行っていただきたいこと

令和7年度流山市防犯カメラ設置費補助金交付で必要となる書類

(1)に係る書類は申請時(令和7年5月下旬締切予定)に必要となりますので、できるだけお早めに手配するようお願いいたします。

(1) 交付申請 (令和7年5月下旬締切予定)

以下の書類は申請に添付が必要になりますので事前にご用意ください。

- ① 防犯カメラ設置箇所の位置図及び現況写真 (P 13 参考)
- ② 撮影範囲を記した平面図 (P 15 参考)
- ③ 防犯カメラの設置に係る費用の見積書の写し
- ④ 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類
- ⑤ 所有者等の同意書又は許可書 (民地に設置する場合のみ) (P 16 参考)
- ⑥ 自治会等において、設置についての承認が確認できる書類 (P 17 参考)
- ⑦ 警察との協議が確認できる書類 (P 18 参考)

(2) 実績報告 (設置終了後)

以下の書類は実績報告時に添付が必要になりますのでご用意ください。

- ①防犯カメラの設置後の現況写真及び防犯カメラによる撮影画像 (P 21 参考)
防犯カメラ等設置後の現況写真については、防犯カメラを設置したことがわかる写真 (例：電柱の全体とカメラが写る遠撮写真など) のほか、「撮影している旨及び設置者の表示」が確認できる写真 (電柱に貼られているステッカー等を撮影したもの) をご提出ください。なお、「撮影している旨及び設置者の表示」は、歩行者等が防犯カメラ付近を通行する際に、目に入るものを想定しています。
- ②防犯カメラの設置に係る費用の領収書及び内訳書の写し
- ③防犯カメラ管理運用規程の写し (P 22 参考)
- ④防犯カメラ契約書の写し (P 26 参考)

5. 申請書類について

(1) 交付申請

記入例

第1号様式（第6条関係）

流山市防犯カメラ設置費補助金交付申請書

令和7年5月5日

(宛先) 流山市長

申請する自治会名、代表者名（会長）、所在地、住所を記入してください。
 ※自治会名の表記をご確認ください。
 （「一丁目」「1丁目」など）
 また、担当者と会長が異なる場合は、提出時口頭にて別途お教えください。

設置台数が複数ある場合も申請書一枚にご記入ください。

自治会名 ○○○○自治会
 (代表者) 住 所 流山市 ○○2丁目58
 氏 名 会長 流山 太郎
 電話番号 04-○○○○-○○ (日中とれる番号)

流山市防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、流山市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

設置する場所	流山市 平和台1-1-1地先、他2箇所(書ききれない場合)
設置工事施工予定日	着手日 令和7年 10月 1日
	完了日 令和7年 12月 1日
交付申請額	225,000円 (補助対象経費の1/2) 千円未満切り捨て
補助対象経費の額	450,450円

添付書類

- (1) 防犯カメラ設置箇所の位置図及び現況写真
- (2) 撮影範囲を記した平面図
- (3) 防犯カメラの設置に係る費用の見積書の写し
- (4) 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類
- (5) 所有者等の同意書又は許可書
- (6) 自治会の総会又は役員会で承認されたことを証する書類
- (7) 警察との協議が調ったことを確認できる書類
- (8) その他()

市で補助金対流山市防犯カメラ設置費補助金概要について象経費であるか等確認させていただきますので金額は鉛筆でご記入ください。

添付書類例 提出前にご確認ください。

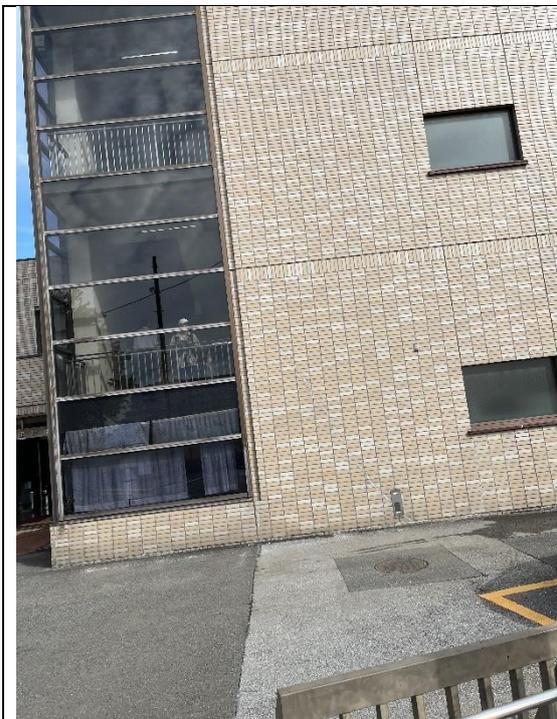
- ① 防犯カメラ設置箇所の現況写真（全景とカメラの撮影箇所）
部分的ではなく全景が分かるようお願いいたします。
※できる限り多方向から撮影した写真をご提示ください。
（参考例）全景



×悪い例（寄りすぎており、設置場所が公道か私道か判断できない。）

○良い例（全景が確認でき、公道、私道の判断ができる。）
※市で設置している防犯灯がある場合は、灯具よりも上部への設置をお願いします。

撮影箇所

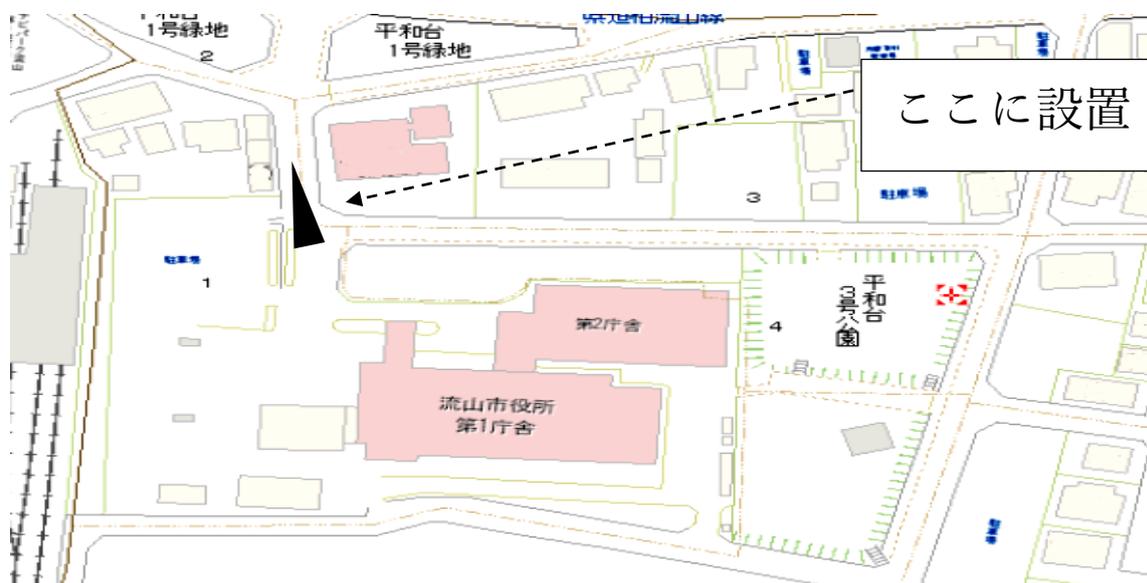


×補助対象外の例（道路などの公共空間を撮影していない。例では市役所の敷地内を撮影。）



○補助対象となる例（公共空間を撮影し、公道等が画像面積の2分の1以上を占めている。）

② 撮影範囲を記した平面図
(参考例)



- ⑤ 所有者等の同意書又は許可書（民地、マンション敷地内等（民地内の既設電柱を含む）に設置する場合のみ）

（参考例）

土地使用承諾書

令和7年5月5日

〇〇〇〇自治会から申し出がありました下記土地について、〇〇〇〇自治会が無償で防犯カメラを設置することを承諾いたします。

- 1 土地の表示について
流山市平和台1-1-1
- 2 土地の使用期間
当該防犯カメラが存続する期間とする。
- 3 その他
(1) 土地の所有権を移転する場合は、その譲受人に対して、同一条件で承諾内容を継承すること。
(2) 防犯カメラの移設又は撤去を文書により要求した時は、〇〇〇〇自治会の責任において対応すること。

（宛先）

〇〇〇〇自治会会長

所有者 住所 流山市〇〇1丁目-45

氏名 防犯 花子

⑥ 自治会等において、設置についての承認が確認できる書類
議事録等自治会の総意であることがわかるもの。(任意様式でも可)

(参考例)

自治会の総会又は役員会で承認されたことを証する書類

令和7年4月3日に開催された役員会において、下記のとおり自治会として防犯カメラの設置することを決定しました。

(1)新規設置 1 機

(2)更新 0 機

令和7年5月5日

自治会名〇〇自治会

会長 流山 太郎

⑦ 警察との協議が確認できる書類

防犯カメラ設置協議書（警察との協議用）（参考例）

自治会名	〇〇自治会
設置場所	流山市〇〇丁目〇〇番地〇〇地先
地図	
撮影範囲	
協議結果	<p>協議日：R〇年〇月〇日</p> <p>警察担当者：生活安全課 防犯太郎</p> <p>協議内容</p> <p style="text-align: right;">次ページへ続く</p>

撮影範囲が公道を映していないため公道を映すように変更するよう指示あり変更をした。



自治会名 ○○○○自治会
(代表者) 住 所 流山市○○2丁目58
氏 名 流山 太郎 ※
電話番号 04-7158- (日中とれる番号)

(2) 実績報告

記入例

第5号様式(第10条関係)

流山市防犯カメラ設置費補助金実績報告書

令和7年11月20日

(宛先)流山市長

交付決定通知の通知日と
文書番号

申請する自治会名、代表者名（会長）、所在地、住所を記入してください。
※自治会名の表記をご確認ください。
（「一丁目」「1丁目」など）
※交付申請書で記入いただいた名前と同じでお願いいたします。

自治会名〇〇〇〇自治会
(代表者)住 所 流山市〇〇2丁目58
氏 名 会長 流山 太郎
電話番号 04-7158-〇〇(日中とれる番号)

令和6年7月〇〇日付け流山市指令第〇〇号で補助金の交付決定を受けた流山市防犯カメラ設置費補助金について補助事業が完了したので、流山市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 完了年月日 令和6年10月31日
- 2 設置費用 450,450円
- 3 補助金交付決定額 225,000円
- 4 添付書類
(1)防犯カメラの設置後の現況写真及び防犯カメラによる撮影画像
(2)防犯カメラの設置に係る契約書の写し並びに費用の領収書及び内訳書の写し
(3)防犯カメラ管理運用規程の写し
(4)その他()

添付書類例 提出前にご確認ください。

①防犯カメラの設置後の現況写真及び防犯カメラによる撮影画像



- ・電柱又は、設置したポールを含むカメラ本体の写真
 - ・撮影している旨及び設置者が表示されていることが分かる写真（ステッカー等）
- 電話番号は不要です。

補助対象の範囲（公共空間を撮影し、公道等が画像面積の2分の1以上を占めている。）になっているか。
対象外の範囲を映していると、再度画角調整をお願いする場合がございます。

②防犯カメラ管理運用規程の写し

(参考例)

〇〇自治会 防犯カメラ管理運用規程 (案)

(目的)

第1条 この規程は、〇〇自治会が犯罪の抑止を目的として設置する防犯カメラについて、必要な事項を定めることにより、個人のプライバシー保護に配慮し、適切な管理運用を行うことを目的とする。

(設置場所及び台数)

第2条 防犯カメラは、設置場所及び撮影範囲は、別紙位置図のとおりとする。

(設置の表示)

第3条 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に「防犯カメラ作動中」の表示とともに「設置者」の名称等も表示するものとする。

(管理責任者等の指定等)

第4条 防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、_____をもって充てる。

3 管理責任者は、必要に応じて、防犯カメラ及び録画装置の操作を行うことのできる取扱担当者を指定することができる。

4 取扱担当者は、_____をもって充てる。

5 管理責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）以外の者による防犯カメラ及び録画装置の操作は禁止するものとする。

6 管理責任者等は、映像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

(映像の管理等)

第5条 映像の漏洩、滅失、改ざん等を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 映像の記録媒体は、施錠のできる保管庫等に保管し、原則として映像の閲覧、外部への持ち出し及び転送を禁止する。

(2) 映像の保存期間は、録画の日から起算して2週間を限度とする。ただし、特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとする。

(3) 保存期間を過ぎた映像の消去は、初期化又は上書きにより行うものとし、映像の記録媒体を最終的に処分する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、粉碎、裁断等により確実に処分するものとする。

(4) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、ウイルス対策ソフトウェアを使用することや、パスワードを設定するなどして、情報漏えい防止措置を講ずるものとする。

(映像の利用及び提供の制限)

第6条 プライバシー保護のため、映像を第三者に閲覧させ、又は提供することを禁止するものとする。ただし、次に掲げる場合は、必要性を判断した上で、映像の提供ができるものとし、管理責任者の許可を得たうえで、提供するものとする。なお、提供にあたっては、相手の身分を確認し、提供日時、提供先、提供映像内容、提供理由等を記録するなど、適正に運用するものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急の必要性がある場合

(苦情等の処理)

第7条 管理責任者は、苦情や問合せに誠実かつ迅速に対応するものとする。

(保守点検)

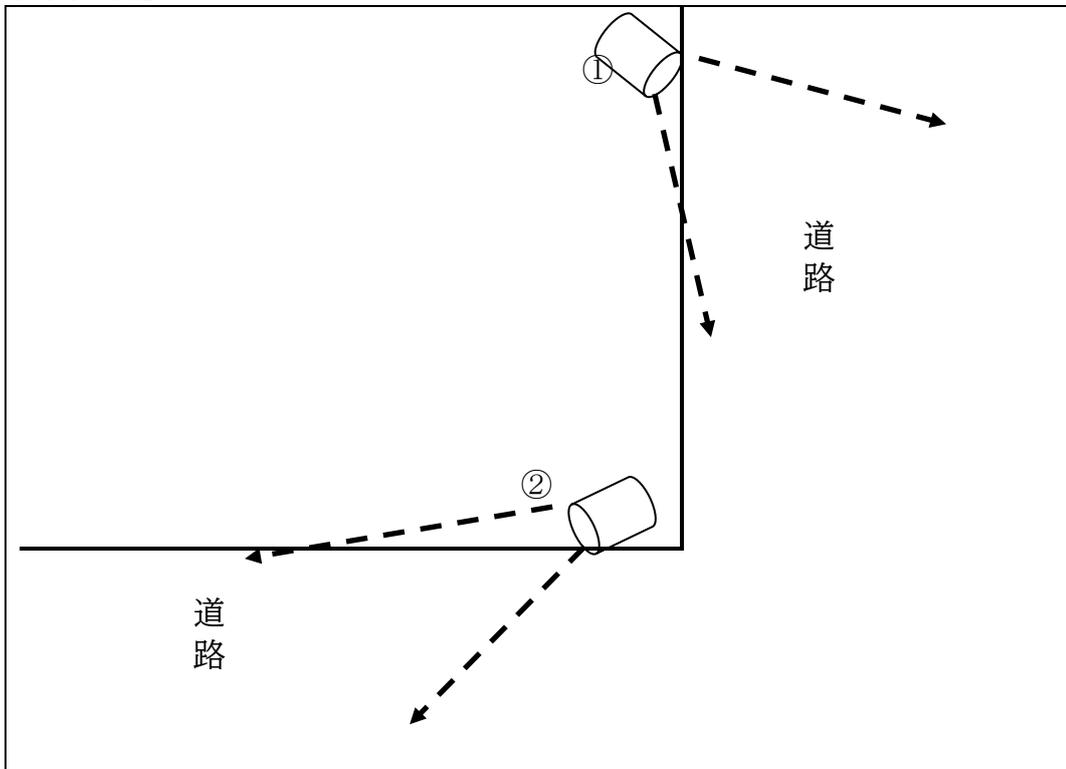
第8条 管理責任者は、防犯カメラの機能の維持のため、定期的な保守点検を行うものとする。

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(次ページに続く)

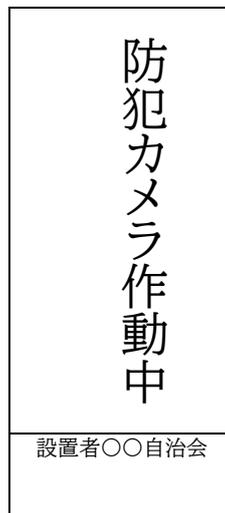
【位置図の例】



※防犯カメラ① … 流山市〇〇地先 1台

※防犯カメラ② … 流山市〇〇地先 1台

【表示の例】



物品売買契約書（参考例）

〇〇〇自治会(以下「甲という」と)、〇〇〇会社(以下「乙」という)は、次のとおり物品売買契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条（取引条件等）

乙は下記の物品を以下の約定で甲に売り渡し、甲はこれを買受ける。

件名：防犯カメラ設置

品名：〇〇〇〇〇〇

数量：〇台

金額：〇〇〇〇円

引渡日：令和〇年〇月〇日

第2条（納品）

1. 乙は、個別契約に定められた納期に、商品を甲の指定する場所に納品するものとする。
2. 乙は、納期前に商品を納入しようとする場合は、事前に甲の承諾を得るものとする。
3. 乙は、納期に商品を納入できないおそれが生じたときは、直ちにその旨甲に通知するものとする。

第3条（検品）

1. 乙は、本製品が納入されたときは、遅滞なく受入検査を実施し、納入された本製品が受入検査に合格したときは、甲に対し、検収の通知を発するものとする。
2. 受入検査により、品種、数量、品質について個別契約の定めと相違が発見されたときは、乙は、直ちにその旨甲に通知し、併せてその処理について指示を与えるものとする。
3. 本製品の納入後〇〇日以内に、乙が検収の通知または前項に定める通知を発しないときは、納入日より〇〇日後に検収合格されたものとのみならず。

第4条（返品）

乙は、検品完了後の返品は受付けないものとし、甲はこれに同意する。

第5条（品質保証）

1. 乙は、乙に納入する本製品が甲の指示する仕様に合致し、定められた品質、性能を具備することを保証する。
2. 乙が甲に納入した本製品に隠れたる瑕疵が発見されたときは、乙は、無償で、瑕疵ある本製品の修理、代替品の納入、その他甲の求める措置を講ずるものとする。ただし、第3条で定めた期間を経過したときは、この限りではない。

第6条（秘密保持）

1. 甲は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。
2. 甲乙間の機密情報、個人情報等の取扱いは、甲乙間で別途締結する秘密情報等保持契約(NDA等名称は問わない)によるものとする。

第7条（契約解除）

当事者の一方が本契約の条項に違反したときは、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

第8条（第三者の権利侵害）

甲が本件業務を行うにあたり、第三者との間に紛争が生じた場合は、乙の責任と負担においてこれを解決するものとする。

第9条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、〇〇地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

第10条（契約の適用）

本契約に関し、甲乙間協議の上、締結され、一切の個別契約に適用することとする。但し、個別契約で特別の規定をしたときは、その規定に従うこととする。

第11条（協議）

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を所有する。

令和〇年〇月〇日

甲：

〇〇〇自治会
自治会長 〇〇 〇〇
千葉県流山市〇〇 〇-〇
-〇

乙：

〇〇〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

【問い合わせ先】

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所コミュニティ課 防犯係

電 話 04 (7150) 6076

FAX 04 (7159) 0954

E-mail : komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp



E-mail 用